国立大学法人東京医科歯科大学目標・評価情報室設置要項

「平成18年1月1日[、] 制 定

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学に、目標・評価情報室を置く。

(業務)

- 第2条 目標・評価情報室は、学長の指示に基づき、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 大学の目標・評価に係る情報の収集、調査及び分析に関すること。
 - (2) 中期目標、中期計画及び年度計画の策定に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 自己点検・評価の実施に関すること。
 - (4) 国立大学法人評価及び大学機関別認証評価への対応に関すること。
 - (5) 評価結果の活用及び公表に関すること。
 - (6) 大学の目標・評価情報の収集、管理及び運用に関すること。
 - (7) その他大学の目標・評価に関すること。

(室長)

- 第3条 目標・評価情報室に室長を置き、学長の指名する者をもって充てる。
- 2 室長は、目標・評価情報室の業務を総括する。

(室長補佐)

- 第4条 目標・評価情報室に室長補佐を置き、学長の指名する者をもって充てる。
- 2 室長補佐は、室長の命を受けて、目標・評価情報室の業務を処理する。

(各戦略会議・推進協議会の意見)

- 第5条 第2条の各号に掲げる業務を円滑に遂行するため、目標・評価情報室は次の各号 に掲げる事項について、当該各号に掲げる推進協議会又は戦略会議に意見を求めること ができる。
 - (1) 大学力向上に関すること 改革戦略会議
 - (2) 教育に関すること 教育戦略会議
 - (3) 研究に関すること 研究推進協議会
 - (4) 医療に関すること 医療戦略会議
 - (5) 管理・運営に関すること 管理・運営推進協議会
 - (6) グローバル化に関すること グローバル化推進委員会

(事務)

第6条 目標・評価情報室の事務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、目標・評価情報室に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成22年11月17日制定)

この規則は、平成22年11月17日から施行する。

附 則(平成23年9月30日制定)

この要項は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。 附 則(平成26年5月21日制定)

(適用日)

- 1 この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間、第6条中「総務秘書課」と あるのは、「総務企画課」と読み替えるものとする。

附 則(平成28年7月1日制定)

- この要項は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
 - 附 則(平成29年12月25日制定)
- この要項は、平成29年12月25日から施行し、平成29年12月1日から適用する。 附 則(令和2年4月28日制定)
- この要項は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 附 則(令和3年3月24日制定)
- この要項は、令和3年4月1日から施行する。